

公立大学法人長野大学

令和 5 年度年度計画



◆ 目 次

第 1	年度計画の期間及び教育研究上の基本組織	P1
1	年度計画の期間 (P1)	
2	教育研究上の基本組織 (P1)	
第 2	教育に関する目標を達成するための措置	P1~P6
1	教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置 (P1~P2)	
2	教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 (P2~P4)	
3	入学者受入方針及び入学者選抜に関する目標を達成するための措置 (P4)	
4	学生支援に関する目標を達成するための措置 (P4~P6)	
第 3	研究に関する目標を達成するための措置	P6~P7
1	研究水準の向上及び研究成果に関する目標を達成するための措置 (P6)	
2	研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 (P6~P7)	
第 4	地域貢献及び国際化に関する目標を達成するための措置	P7~P8
1	地域貢献に関する目標を達成するための措置 (P7)	
2	地域で活躍する人材育成に関する目標を達成するための措置 (P8)	
3	国際化に関する目標を達成するための措置 (P8)	
第 5	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	P8~P9
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 (P8~P9)	
2	人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (P9)	
3	事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (P9)	
第 6	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	P9~P10
1	外部資金等の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (P9)	
2	経費抑制に関する目標を達成するための措置 (P10)	
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (P10)	
第 7	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	P10~P11
1	自己点検・評価に関する目標を達成するための措置 (P10)	
2	情報公開及び情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 (P10~P11)	
第 8	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	P11~P12
1	社会的責任に関する目標を達成するための措置 (P11)	
2	施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置 (P11)	
3	安全管理及び情報管理に関する目標を達成するための措置 (P11~P12)	
第 9	予算、収支計画、資金計画	P13~P16
1	予算 (令和 5 年度) (P13~P14)	
2	収支計画 (令和 5 年度) (P15)	
3	資金計画 (令和 5 年度) (P16)	
第 10	短期借入金の限度額	P16
1	限度額 (P16)	
2	想定される理由 (P16)	
第 11	出資等に係る不要 (見込) 財産の処分に関する計画	P16
第 12	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	P16
第 13	剰余金の使途	P16
第 14	上田市の規則で定める業務運営事項	P17
1	施設・設備に関する計画 (P17)	
2	人事に関する計画 (P17)	
3	積立金の使途 (P17)	
4	その他法人の業務運営に関し必要な事項 (P17)	
用語解説		P18

第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 年度計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

2 教育研究上の基本組織

法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部・学科	社会福祉学部	社会福祉学科
	環境ツーリズム学部	環境ツーリズム学科
	企業情報学部	企業情報学科
大学院	総合福祉学研究科	

第2 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置

(1) 学部教育に関する目標を達成するための措置

ア 教養教育

教養教育の充実を図るため、令和4年度カリキュラムの検証及び多様性を尊重できる人材を育成するための科目新設を検討する。また、教育実践交流広場において、教養教育改革に向けた全学的議論を展開する。

「地域活性化人材育成事業～SPARC～」参加校(事業責任大学/信州大学、参加校/佐久大学、長野大学)として、令和6年度から開始する連携開設科目の開設等に向けた環境整備を行う。

(No. 1)

イ 専門教育

【社会福祉学部】

- ①社会福祉専門職養成において、ミクロ(個人、家族)・メゾ(組織、施設)・マクロ(制度、政策)レベルの専門知識及び技術力を身につける科目配置に関し、旧カリキュラム学生(4年生、過年度生)に目配りをしながら、新カリキュラム学生(1～3年)に対する福祉教育を充実させる。特に社会福祉士養成のための新カリキュラム実習が本格的に始まるため学生への周知や学内外の連絡調整を徹底する。
- ②教員養成において、学外の教育関連組織・施設等との連携・協働を推進する。具体的には、低学年次からの継続的なサービス・ラーニング、学校体験活動の機会を充実させ、教育現場や教育行政の実際について体験する機会を増やす。また、教育行政関係者や教育にかかわる専門家を外部講師として招聘して講義を展開することで、学校教育現場における実践上の課題について考える機会を増やす。
- ③心理専門職養成を中核として、広く社会において活躍する人材の育成を目指す。行動科学的視点・姿勢を内在化させるため、講義・演習・実習にかかる重層的な学びを充実させる。また卒業論文執筆や大学院進学等を念頭においた学内外での学術活動(成果発表会等)の充実を図る。

(No. 2)

【環境ツーリズム学部】

ゼミナール教育を中心に学部教育の充実を図る。学部の専門性である「環境」、「観光」、「地域づくり」を活かした研究と教育の成果を、ゼミナール大会や成果報告会などを通じて発表し、地域へ還元する。

また、体験知と文献知を融合し得る能力、他者とのコミュニケーションと相互理解をとおして自己を高める能力を醸成するため、調査・フィールドワーク系科目の充実を図る。環境系、観光系、地域系の教員が協力し、分野横断的な教育を展開することを通じ、地域資源を活用するアイデア・方法について、学生の提案能力を涵養する。4年次にはすべての学生が卒業研究に取り組み、4年間の学びの成果を学術論文等にまとめる。

(No. 3)

【企業情報学部】

学部の教育目標である学生の問題解決能力の涵養を図るために「プロジェクト型学習」を積極的に展開し、地域の企業や団体、住民などと連携した取組を推進する。1年次の「課題発見ゼミナール」では、企業や地域社会の課題を特定し、それらの課題を解決する方法や仕組み、商品の考案に取り組む。また、2年次以降の「プロジェクト研究」では、企業（食品・食品加工、サービス、卸・小売、化粧品など）との連携による商品・サービス・ソフトウェアの考案・開発、地域の企業や資源の魅力を発信する情報誌やメディアの制作、地元企業の従業員の仕事や働き方に関する質的調査、地元資源のデジタルアーカイブ及び地域資源を活用したデザイン制作などに取り組む。

学生はこれらの実践的な課題発見・問題解決活動を通して、問題解決能力や経営・情報・デザインといった専門的な知識とともに、創造性、論理性、コミュニケーション能力、協調性などのさまざまな能力・姿勢・態度の涵養を図る。

(No. 4)

(2) 大学院教育に関する目標を達成するための措置

大学院における実効性のある教育研究の質の向上を図るため、各課程の学位論文審査基準とディプロマ・ポリシーで求める水準との関係を整理し、明確化する。また、社会の構造や機能の分析力、批判力、想像力を育成するために必要な教育環境の充実に取り組む。

(No. 5)

(3) 地域協働型教育に関する目標を達成するための措置

多様な地域協働科目を実施し、課題解決型の教育を推進する。また、地域協働型教育の充実を図るため、地域協働科目の体系化及び知識共有基盤の整備に向けた検討を行う。

【数値指標】

◇地域協働型教育の件数：60件以上

(No. 6)

2 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

(1) 教職員の配置に関する目標を達成するための措置

ア 教員の配置

令和6年度の教員採用方針、採用計画を策定し、職位や年齢バランスに配慮した若手教員の採用を積極的に行う。中長期的な教員採用計画は、学部学科再編の検討状況に合わせて必

要に応じて見直す。

(No. 7)

イ 事務職員等の配置

令和6年度の事務職員定数を定め、年齢や性別等のバランスに配慮した採用を行う。

(No. 8)

(2) 教育環境の整備・充実に関する目標を達成するための措置

ア 学修教育基盤と学修支援体制の整備

(ア) 学修教育基盤の充実を図るため外部アセスメントを導入し、学修者が自身の成長を把握し、主体的な学びを促す支援ができる体制を整えるとともに、学修教育基盤のPDCAサイクルの検証にも活用できるよう体制整備に取り組む。

(イ) スチューデントアシスタント(SA)及びティーチングアシスタント(TA)の活用及び授業オリエンテーションの充実を図り、円滑な学修支援を実施する。

【数値指標】

◇退学・除籍率：2%以下

(No. 9)

イ 附属図書館の充実

(ア) 各学部の学問分野の専門図書、雑誌等の充実を図るとともに、学外から図書館のデータベースへのリモートアクセスを可能にするサービスの本格稼働を推進する。

(イ) 学生の主体的な学習を支援するため、グループ学習室等の利用促進と機器等の貸出しを行う。

(ウ) 導入後10年経過している図書館システムの段階的な改善、整備に向けた検討を行う。

多様な教育方法に対応した蔵書整備を行うとともに、学生の主体的な教育研究活動を支援するため、図書館環境の整備に取り組む。

(No. 10)

(3) 教育の質保証等に関する目標を達成するための措置

ア 教育の質保証

学修者本位の教育を推進するため、履修系統図の適宜見直し、カリキュラム改革及びシラバスの見直しを実施する。また、学修者の視点に立った多様なアクティブ・ラーニングを継続的に実施し、主体的学修の活性化を図るとともに、学修到達度アンケートの実施と外部アセスメントによる直接的な評価の分析を行い、様々な角度から学修成果の把握と可視化に取り組む。

(No. 11)

イ ファカルティ・ディベロップメント(FD)の推進

教育実践交流広場及びFD研修会を開催し、教育力向上に向けた組織的なFD活動を実施する。また、FD委員会主催による学生との意見交換会を開催し、授業改善に活用する。

【数値指標】

◇学生の学修到達度：4段階評価の上位2位 70%以上

◇学修者本位の授業としての評価：4段階評価の上位2位 70%以上

◇学修到達度アンケート回収率：70%以上

(No. 12)

ウ 3つのポリシーの検証・見直し

学部・研究科の3つのポリシーの見直し、検討を行う。

また、3つのポリシーに即した学修成果の測定・評価を行うため、アセスメント・ポリシーの策定について検討を開始し、評価について、その目的、達成すべき水準、具体的実施方法を明確化する。

(No. 13)

(4) 新学部の設置等の教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

ア 学部学科再編

理工系学部等の新学部設置に向けて、新棟建設の基本設計計画書及び大学組織再編計画(学生定員、ディプロマ・ポリシー等)を確定する。

また、社会福祉学部学生定員の見直しを学内検討会議において検討し、理事会等で方針を協議する。

(No. 14)

イ 教員組織の見直し

学部学科再編に向けた適切な教員組織の在り方について調査・検討を行う。

(No. 15)

3 入学者受入方針及び入学者選抜に関する目標を達成するための措置

(1) 入学者選抜

ア 学生募集要項に基づき、学部及び入試区分ごとに定めるアドミッション・ポリシーに即した、より適正な入学試験を行う。

イ 入試区分ごとの募集人員の見直しを行う。

ウ 目標数値達成に向け、効果的な学生募集を行う。

【数値指標】

◇入試全体の実質倍率*：2.0倍以上

*実質倍率＝受験者数÷合格者数

◇一般選抜(前期日程)の実質倍率：1.5倍以上

◇入学者のうち県内出身者：入学者数全体の37%以上

◇入学者のうち上田地域定住自立圏内出身者：入学者数全体の14%以上

◇高校向け個別ガイダンス：延べ20校以上

(No. 16)

(2) 大学院入学者選抜

大学院完成年度(令和5年度)以後に実施するアドミッション・ポリシー及び入学者選抜制度の見直しに向けた検討を行う。

また、学内進学者の増加を図るため、対面・オンラインを活用した常時出願相談体制を整備するとともに、学部生の大学院科目登録履修制度や学内進学者入学金免除制度等の支援策を検討する。

(No. 17)

4 学生支援に関する目標を達成するための措置

(1) 生活学修支援に関する目標を達成するための措置

ア 学生生活支援

(ア) キャンパスミーティング等を開催し、直接対話により学生の意見・要望を把握するとともに、それに応じた支援を行う。また、各種アンケート調査の結果に基づく学生支援を実施する。

(イ) 学生のメンタルを含む健康状況の把握と心身の健康の保持、増進のために、学生相談員を中心とした組織的な支援を実施する。

【数値指標】

◇学生サポート満足度：4段階評価の上位2位70%以上

◇卒業生の満足度：5段階評価の上位2位75%以上

(No. 18)

イ 経済的支援

国の修学支援新制度の募集と申請支援、特待生制度の実施等による経済的支援を行う。

(No. 19)

ウ 障がいのある学生支援

精神・発達障がいのある学生が充実した学生生活を送れるための支援体制や制度の構築を図る。特に、増加傾向にある精神・発達障がいのある学生への支援に重点的に取り組む。

(No. 20)

(2) 就職・進学支援に関する目標を達成するための措置

(ア) ①学年ごとにキャリアガイダンスを開催し、学年に応じた必要な情報を提供する。また、就職準備講座（就活ゼミナール）では、就職活動に必要なテーマを取り上げ、学生の不安を取り除きながら、就職活動を支援する。

②公務員志望の学生を対象に、公務員の仕事内容を理解することに重きを置いた、自治体等の採用担当者による公務員ガイダンスを開催する。また、公務員講座を開講し、2年生から段階的な対策を行うとともに、公務員採用試験合格率の向上を目指し、面接シートの書き方や面接試験対策等を強化する。

③社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験対策を行い、学生の合格率向上を目指す。

④Web資格取得講座を開講し、学生が希望する各種資格取得を支援する。

(イ) 関係団体と連携したイベント等や、業界・仕事研究セミナーを開催し、学生に低学年のうちから県内企業の魅力を知ってもらう機会を提供する。また、正課インターンシップでは、信州産学官連携インターンシップを活用するなど、長野県内企業でのインターンシップを実施する。

(ウ) 大学院進学希望者に対しては、担当のゼミナール教員と連携し、個別面談を含めた進学支援を充実させる。また、大学院合格者報告会等を開催し、大学院受験の意識を高める。

【数値指標】

◇国家試験の現役合格率（社会福祉士、精神保健福祉士）：全国平均合格率+20%以上

◇就職希望者の就職率*：98%以上

*就職率=就職決定者数÷就職希望者数

◇新卒者の県内就職率：長野県出身者の割合以上

- ◇新卒者の市内就職率：上田市出身者の割合以上
 - ◇新卒者の上田地域定住自立圏内就職率：上田地域定住自立圏出身者の割合以上
 - ◇卒業生の就職・進学割合*：93%以上
- *就職・進学者数÷卒業生数

(No. 21)

第3 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究水準の向上及び研究成果に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上に関する目標を達成するための措置

学内外の研究助成金制度を積極的に活用し、教員の競争的外部資金への申請数・採択件数の増加に取り組み、研究水準の向上を図る。受託研究や共同研究を推進し、地域や産業界等のニーズに対応した研究を推進する。

【数値指標】

- ◇科学研究費補助金等競争的外部資金の新規申請率：50%以上
(科学研究費補助金等の既獲得教員を除く)
- ◇科学研究費補助金の新規採択率：20%以上
- ◇著作・学術論文：1編×専任教員数以上
- ◇学会発表・報告（2頁以内の短編）：1編×専任教員数以上

(No. 22)

【淡水生物学研究所の取組】

淡水生物学研究所の基本構想の実現に向けた事業を行い、国際連携を取り入れた淡水生物に関する研究推進を通じて本学の研究・教育力強化に貢献する。また、その成果を積極的に広報するとともに政策提言を行い、事業に必要な環境整備を進める。淡水生物学研究所運営委員会を設置し、研究所の運営方針等について審議する。

(No. 23)

【地域共生福祉研究所の取組】

地域共生福祉研究所の活動を周知するため、研究所の案内書を作成する。研究員、客員研究員を学内外から募集し、研究活動の活性化を図る。

また、「長野大学地域共生福祉論集」を発刊し、教育研究活動の成果発信に活用する。

(No. 24)

(2) 研究成果の公表と地域への還元に関する目標を達成するための措置

大学ホームページに掲載している教員の研究業績等の情報を更新する。

また、地域の企業、自治体、NPO等と連携した地域協働による研究活動を積極的に推進し、その研究活動や研究成果を大学ホームページ等で発信する。

(No. 25)

2 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

競争的外部資金等の募集情報を積極的に収集し、教員に迅速に提供するとともに、申請に当たった内容説明や申請書類作成支援を行うなど、競争的外部資金の獲得に向けた支援を行う。

また、研究交流広場等の開催や教員表彰制度の実施により、研究活動の活性化を図る。

【数値指標】

◇申請書類支援件数：10件以上

(No. 26)

第4 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するための措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献の体制整備

地域づくり総合センターに常勤のセンター長を配置し、地域貢献活動の強化に向けた体制を整備する。

【淡水生物学研究所の取組】

国土交通省の流域治水に関する行政との連携や河川保全市民運動への参加において、研究所の研究成果をその活動に反映させる。また、千曲川の生物多様性や生態系などを自然資本として活用するためのセミナー等を開催し、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。高大連携として地域の高校生の課題探求などの生物学教育に研究所の施設利用などから貢献する。

【地域共生福祉研究所の取組】

地域の社会福祉に関する教育・研究活動の成果で地域貢献を推進するため、研修会又は講演会を開催する。

(No. 27)

(2) 教育機関との連携

上田市内を中心に県内の小学校、中学校、高等学校等の教育機関と連携した教育に取り組む。また、若者の育成につなげるため、高大連携による教育活動を展開し、大学の専門知識を生かした公開講義、協働学修等を実施する。

(No. 28)

(3) 産学官金連携

地域活性化につながる産学官金連携活動を推進し、大学の有する専門知識や技能等の資源を活かして地域と協働することにより、上田市や地域の課題解決に貢献する。

【数値指標】

◇地域の企業、団体、自治体等との協働活動数：90件以上

◇国・地方自治体等の審議会等の委員委嘱数：30件以上

◇まちなかキャンパスうえだ利用者数：2,500人以上

(No. 29)

(4) 生涯学習

市民等の生涯学習及び学び直しに資するため、公開講座等を開講する。また、地域の多様なニーズに対応するため、教員の講師派遣を積極的に行う。

【数値指標】

◇公開講座数：15講座以上

◇講師派遣数：延べ120件以上

(No. 30)

2 地域で活躍する人材育成に関する目標を達成するための措置

- (1) 「地域活性化人材育成事業～SPARC～」参加校(事業責任大学/信州大学、参加校/佐久大学、長野大学)として、令和6年度から開始する連携開設科目の開設等に向けた環境整備を行う。
- 【再掲】(No. 1)
- (2) 多様な地域協働科目を実施し、課題解決型の教育を推進する。また、地域協働型教育の充実を図るため、地域協働科目の体系化及び知識共有基盤の整備に向けた検討を行う。【再掲】(No. 6)
- (3) 各種関係団体と連携したイベント等や、業界・仕事研究セミナーを開催し、学生に低学年のうちから県内企業の魅力を知ってもらう機会を提供する。また、正課インターンシップでは、信州産学官連携インターンシップを活用するなど、長野県内企業でのインターンシップを実施する。
- 【再掲】(No. 21)
- (4) 地域活性化につながる産学官金連携活動を推進し、大学の有する専門知識や技能等の資源を活かして地域と協働することにより、上田市や地域の課題解決に貢献する。【再掲】(No. 29)

(No. 31)

3 国際化に関する目標を達成するための措置

(1) グローカル人材の育成

- (ア) 外国語教育における学修到達目標の具体化を図るため、ルーブリック評価の導入に向けた準備を進め、年度内の実施を目指す。また、到達目標の達成状況の可視化については、TOEICの活用など具体的な方策を検討する。
- (イ) これまでの外国語教育を検証して課題等を整理し、外国語による授業の実施に向けた検討を進める。
- (ウ) 海外大学との学術交流協定を、令和7年度を目途に締結できるよう準備を進める。
- (エ) 多様な地域協働科目を実施し、課題解決型の教育を推進する。また、地域協働型教育の充実を図るため、地域協働科目の体系化及び知識共有基盤の整備に向けた検討を行う。【再掲】(No. 6)

【数値指標】

◇海外大学との教育研究交流活動の取組数：3件

(No. 32)

(2) 留学体制・国際交流

海外留学支援ブースを活用し、海外留学を希望する学生に定期的、恒常的なきめ細かい支援を実施する。また、海外からの留学生の受入を実施する。

【数値指標】

◇海外留学者数：5件

(No. 33)

第5 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- (1) 新学長の就任に伴う大学運営体制を整備する。
- (2) 多様性のある組織運営に向け、経営審議会と教育研究審議会に女性委員を積極的に登用する。

【数値指標】

◇理事会の外部登用割合：50%以上

(No. 34)

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 教員

年度別業績評価を実施し教員の資質向上に取り組む。実施後は結果を公表するとともに、評価基準等について検証し必要に応じて見直す。

また、評価結果を勤勉手当に反映する制度の構築に向けた調査・検討を行い、令和7年度からの運用開始を目指す。

【数値指標】

◇年度別業績評価（全教員）：5段階評価の上位2位 80%以上

(No. 35)

(2) 事務職員等

事務職員の資質向上を推進するため、事務職員は研修計画に基づく各種研修を受講するとともに、職員能力・行動評価を実施する。また、評価結果を勤勉手当に反映する制度を構築し、令和6年度下期からの運用開始を目指す。

【数値指標】

◇学生サポート満足度：4段階評価の上位2位70%以上【再掲】(No. 12)

(No. 36)

3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

文書管理システムを導入し業務の効率化・合理化を図るとともに、部局ごとの業務内容を検証し業務の効率化に向けた検討を進める。

(No. 37)

第6 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部資金等の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

新学部設置や学部学科再編に係る財務計画を策定し、補助金や未来創造基金への寄附金等による財源確保に取り組む。

その他の新規事業は、他の事業見直しを基本として予算計画の収支均衡を図る。また、競争的外部資金の外部資金獲得を推進するほか、受益者負担の視点から実習費等の料金徴収を開始するなど財務構造の安定化に取り組む。

【数値指標】

◇外部資金の獲得額 180,000,000円

*外部資金の項目…科学研究費助成事業、受託研究・受託事業・共同研究等、奨学寄附金、補助金、未来創造基金

(No. 38)

2 経費抑制に関する目標を達成するための措置

合理的な業務運営による予算の適正かつ有益な執行に努め、人件費を含めた経費の抑制を図る。なお、次年度の予算編成では、各部局の事業計画と予算要求額を、理事者によるヒアリングや前年度決算の実績等に基づき精査し、収支均衡の確保と教職員の経費抑制意識を醸成するとともに、真に必要な事業への重点的な配分も含めたメリハリある予算計画を策定する。

また、会計手続きの制度見直しのための調査（学内状況、他大学状況）を行う。

(No. 39)

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 金融資産

金融資産は実態を常に把握し、適正に管理する。また、定期預金等の満期時には複数の金融機関への利息金利の条件照会等により、より有利な運用管理を行う。なお、新学部設置に伴う新棟建設計画等に基づく使用予定を考慮した上で、余裕資金は主に1年定期等の短期的な金融商品により運用する。

(No. 40)

(2) 施設管理

教育研究に支障のない範囲で大学施設の地域開放を実施する。

(No. 41)

第7 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

(1) 法人評価

令和4年度業務実績に関する評価結果を踏まえ、中期計画及び年度計画推進委員会の統括の下で課題解消の方策を立てるとともに、迅速な対応が必要な事項は年度内に実施する。また、同様に令和6年度の年度計画策定に反映する。

(No. 42)

(2) 大学評価

令和4年度に受審した機関別認証評価の受審結果を踏まえ、指摘事項への対応について検討し改善を図る。また、内部質保証の全学的な方針を定めるなど内部質保証システムの構築に取り組み、学位プログラム及び全学センター等の部局ごとの自己点検評価を着実に実施する。

(No. 43)

2 情報公開及び情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開に関する目標を達成するための措置

法令等により公表義務のある書類等を定められた期限までにホームページ等で開示する。最新の教育研究活動等の運営状況をファクトブックとして、また令和4年度決算を踏まえた財務状況を財務レポートとして、それぞれわかりやすくまとめて発行し、ホームページ等で公開する。

(No. 44)

(2) 積極的な情報発信に関する目標を達成するための措置

新学長就任に伴う情報を発信する。大学情報、特に教育・研究活動や地域貢献活動について

各種媒体を用いて発信する。

また、広報ツールとして、新たなキャッチコピーやタグラインなどの策定を行うほか、ホームページの改善、リニューアルに向けた準備を行う。

(No. 45)

地域協働型教育を積極的に展開し、大学ホームページ等で活動の成果を発信する。

【数値指標】

◇大学ホームページからの教育研究及び地域貢献などに関わる情報発信：120件以上

(No. 46)

第8 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) コンプライアンスの徹底に関する目標を達成するための措置

内部監査計画に基づき、内部監査を実施する。また研究不正等に関する研修会を開催し、コンプライアンスの徹底に努める。また、内部監査室の設置に必要な組織体制、職員配置等の諸条件について調査・検討を行う。

(No. 47)

(2) 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

人権意識の醸成を図るため、教職員、学生それぞれを対象としたハラスメント研修会を開催する。

ハラスメント相談体制が十分に機能しているかを検証し、状況に応じて改善を図る。

(No. 48)

(3) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

環境負荷低減機器等を導入する。光熱水使用量の削減、リサイクルの推進により省エネルギー、省資源化に取り組む。

(No. 49)

(4) 働き方改革に関する目標を達成するための措置

教員について、専門型裁量労働制を導入する。

(No. 50)

2 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置

(ア) 計画的な施設修繕、整備を実施し、施設の効率的な維持管理、良好な教育研究環境の整備に努める。

(イ) 第2期中期計画や学部学科再編に伴う新棟建設等を踏まえキャンパスマスタープランの見直しに着手する。

(No. 51)

3 安全管理及び情報管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全管理に関する目標を達成するための措置

定期健康診断やストレスチェック等、教職員の健康と安全を確保するための取組を着実に行う。

また、新型コロナウイルス等の感染症対策を徹底するとともに、教職員の危機管理意識を高めるため、「長野大学危機管理基本マニュアル」の確認や防災訓練等を適切に実施する。

(No. 52)

(2) 情報管理に関する目標を達成するための措置

ア 個人情報

法改正に対応した個人情報の保護体制を整備するとともに、教職員への説明会を開催し意識の向上を図る。

(No. 53)

イ 情報システム

現在県外に構築し運用している学内LANシステムのサーバ群全般を調査・検証し、合理化を図ると同時に、リスクマネジメントにおけるBCP対策として近距離の県内にサーバ群を全移設し、より安全で高機能な次世代ネットワークを見据えた新たなサーバ群を構築する。

無線LANシステムについては、令和4年度で保守期限（5年）となることから、令和3年度からの調査・検証を踏まえた新たな無線LANシステムを構築し、学生の利便性を向上するとともに、より安定した学内ネットワークの運用を図る。

(No. 54)

第9 予算、収支計画、資金計画

1 予算（令和5年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	276
自己収入	1,042
授業料等及び入学検定料収入	1,017
雑収入	25
受託研究等収入	69
寄附金収入	9
補助金収入	133
基金取崩	14
長期借入金	0
目的積立金取崩	0
合 計	1,543
支出	
業務費	1,377
教育研究経費	249
人件費	1,035
一般管理費	93
施設・設備整備費	77
受託研究費等	69
基金積立	10
長期借入金償還金	0
予備費	10
運営調整積立金	0
合 計	1,543

【各費目の積算にあたっての基本的な考え方】

(1) 運営費交付金

大学を設置し、管理するための経費として上田市の普通交付税の算定額・見通額による。

ただし、各事業年度の運営費交付金の額は、上田市の予算編成過程において予算計上される。

(2) 授業料等及び入学検定料収入

授業料については、年度当初学生数を1,470名とし、退学・除籍、休学、授業料減免等による減額を考慮して積算し、入学金については378名（圏域内20%、圏域外80%）、入学検定料

については令和3年度実績で積算した。

(3) 雑収入

キャリア特別コース受講料、大学入学共通テスト実施手数料、間接経費、資産運用収入等を積算した。

(4) 受託研究等収入及び寄附金収入

水産資源調査・評価推進研究JV構成員分、上田市まちなかキャンパス委託等の受託研究、共同研究、受託事業収入及び長野大学未来創造基金等への寄附金を積算した。

(5) 補助金収入

高等教育の修学支援新制度等に係る補助金や文部科学省の事業補助金(地域活性化人材育成事業)などを積算した。

(6) 基金取崩

施設整備に係る施設整備積立金や長野大学未来創造基金等の取崩額を積算した。

(7) 長期借入金

令和5年度の予算では見込まない。

(8) 目的積立金取崩

令和5年度の予算では見込まない。

(9) 教育研究経費及び一般管理費

各業務経費について、計画に基づき積算した。また、重点経費として理工系学部設置と既存学部再編に係る経費を積算した。

(10) 人件費

理工系学部設置に向けた教員数の増加や定期昇給分等を考慮して積算した。

(11) 施設・設備整備費

計画に基づき施設・設備整備費を積算した。

(12) 基金積立

雑収入と寄附金収入のうち、長野大学未来創造基金等への積立を積算した。

(13) 長期借入金償還金

令和5年度の予算では見込まない。

(14) 予備費

臨時的な増加に対応する額を積算した。

(15) 運営調整積立金

上田市から経営努力認定された額を積み立てる。

2 収支計画（令和5年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	1, 5 5 2
業務費	1, 3 5 4
教育研究経費	2 5 0
受託事業研究費等	6 9
人件費	1, 0 3 5
一般管理費	9 3
減価償却費（出資された建物・図書等除く）	9 5
予備費	1 0
収益の部	
經常収益	1, 5 5 2
運営費交付金収益	2 7 6
授業料収益	8 2 7
入学金収益	1 4 9
検定料収益	3 0
受託研究等収益	7 3
寄附金収益	9
補助金等収益	1 2 2
財務収益	0
雑益	1 8
資産見返戻入	4 8
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（令和5年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	1,530
業務活動による支出	1,428
投資活動による支出	29
財務活動による支出	48
次期中期目標期間への繰越金	25
資金収入	1,530
業務活動による収入	1,526
運営費交付金による収入	276
授業料等及び入学検定料による収入	1,017
受託研究等による収入	73
寄附金による収入	9
補助金による収入	133
その他の収入	18
投資活動による収入	4
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0

第10 短期借入金の限度額

1 限度額

2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第11 出資等に係る不要（見込）財産の処分に関する計画

なし

第12 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第13 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第14 上田市の規則で定める業務運営事項

1 施設・設備に関する計画

第8「その他業務運営に関する目標を達成するための措置」の2「施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。

2 人事に関する計画

第5「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」の2「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。

3 積立金の使途

教育研究の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

用語解説

項目 番号	用語	説明
No. 1 No. 31	地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	文部科学省「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」事業のうち、「Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成」として位置付けられているプログラム。 大学等が地域の中核として機能していくため、地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域が真に求める人材を育成する機関に転換することを目的としている。
No. 5 No. 14	ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)	学位授与の方針。卒業(修了)までにどのような能力の修得を目指すのか、学生が達成すべき具体的な学修成果を設定したもの。
No. 9	スチューデントアシスタント(SA)及びティーチングアシスタント(TA)	優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実習等の教育補助業務を行わせ、大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当を支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたもの。 また、大学院でなく、学士課程の学生を教育の補助業務に携わらせる場合、TAとは区別して、SAと称する。
No. 11	アクティブ・ラーニング	教員が学生に一方向的に知識を教授する講義型ではなく、学生が主体的に問題を発見し、解を見出していく能動的な学習方法の総称。アクティブ・ラーニングを取り入れた授業は、学生参加型授業、共同学習、探求学習、能動的学習、経験型学習、問題解決学習などの名称によれば、実際の授業は、グループワーク、ディスカッション、ディベートなどにより進められる。
No. 12	ファカルティ・ディベロップメント(FD)	教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。
No. 16 No. 17	アドミッション・ポリシー (入学者の受入方針)	各大学・学部などが入学志願者や社会に対し、その教育理念や特色などを踏まえ、教育活動の特徴や求める学生像、入学者の選抜基準などの方針をまとめたもの。